

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 月 10 日

分任支出負担行為担当官

帯広防衛支局長 三浦 仁志

（公 印 省 略）

1 工事概要

(1) 工 事 名 帯広（6）倉庫新設等電気その他工事

(2) 工事場所 北海道帯広市

(3) 工事内容 本工事は、以下のを行うものである。

【陸上自衛隊帯広駐屯地】

- ・倉庫新設（鉄骨造平屋建 延べ面積 約5,500㎡）に伴う付帯電気設備工事、付帯通信工事

- ・保管庫新設（鉄骨造平屋建 延べ面積 約 890㎡）に伴う付帯電気設備工事、付帯通信工事

- ・駐屯地等通信網整備に係る通信工事、電気設備工事（光ケーブル約9Km）

(4) 工 期 令和 8 年 11 月 30 日まで

指定部分：「駐屯地等通信網整備」については、令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 本工事は、入札時に「企業・技術者の施工実績及び工事成績等」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。なお、「企業の技術力」の評価に当たっては、地域精通度等を含めて評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

(6) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。

なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(8) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

- (9) 受注者からの請求による(7)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (10) (7)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- (11) (7)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
- (12) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事(現場閉所型)」の対象工事である。
- (13) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (14) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (15) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の対象工事である。
見積の提出期限までに、直接工事費のうち「電気設備・通信工事の直接工事費のうち、土工事」の直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）。
- (16) その他
- ア 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
- イ 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申請のうえ紙契約方式に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
電子契約システムの詳細については、以下のホームページより入手可能である。
電子契約システムホームページ<https://www.gecs.mlit.go.jp/>

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」で級別の格付を受け、帯広防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」又は「電気通信工事」に係る総合審査数値(資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数)が830点以上(格付「A」又は「B」)であること。

(5) 平成21年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。(建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、出資比率が20%以上のものに限る。)

① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体等が発注した建設工事のうち、建物付帯の電気設備工事を施工した実績を施工した実績。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、建物付帯の電気設備工事を施工した実績を施工した実績。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合の詳細は、入札説明書による。

※平成21年度(過去15年間)以降の実績(原則、着工から完成まで従事していること。)

ア 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・技術士で次に示すいずれかの部門の資格を有する者。

電気・電子部門建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気・電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 次に示す同種工事においての経験を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体等が発注した建設工事のうち、電気設備工事を施工した実績

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

② 防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、電気設備工事を施工した実績

ただし、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評
定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に
合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する
者であること。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるの
で、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされな
い場合は入札に参加できないことがある。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資
料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、帯広
防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)
第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 帯広防衛支局が発注した「電気工事」又は「電気通信工事」のうち、令和4年度及
び令和5年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該
工事に係る評定合計の平均が65点以上であること。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合におい
ては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人
事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法
等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害され
ると認められる基準のいずれかに該当しないこと（基準に該当する者の全てが共同体
の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、
入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

(11) 帯広防衛支局又は北海道防衛局の管轄区域内に、一般競争（指名競争）参加資格審
査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店・支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう
要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは
親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求めら
れた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当
する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又
は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア 企業の施工能力、企業の信頼性・社会性

イ その他（ペナルティ）

ウ 施工体制

(2) 総合評価の方法

ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ 加算点 技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に30点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする場合がある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他 受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)アの評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1 工事最大5点減ずる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒080-0016 北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎

帯広防衛支局 総務課 契約係又は契約審査係

TEL 0155-22-1175

FAX 0155-23-8482

メールアドレス ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和7年1月10日から令和7年2月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 11形式)

図面類 : PDF ()

数量表等 : Excel (2013形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (Ver6形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、上記(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を提出すること。

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）

（以下「郵送等」という。）、電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）

したうえで、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年1月30日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、上記(1)へ持参、郵送等又は電子メールによ

り提出する。

(4) 見積等の提出期限等

ア 提出期限 令和7年1月30日正午

郵送等による場合は、令和7年1月30日正午必着とする。

なお、見積等の提出期限と申請書等の提出期限が同日の場合又は見積等の提出と申請書等の提出が同時となる場合は、電子入札システムにより提出することができる。

(5) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和7年2月27日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、上記(1)の担当部局に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月7日 午後1時30分

イ 場所 帯広防衛支局 入札室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 納付

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店日本銀行帯広代理店（北洋銀行帯広中央支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁帯広防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁帯広防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下

回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 契約書作成の要否 要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口上記4(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。
- (14) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。
- (15) 詳細は、入札説明書による。